＜表１＞ 令和8年(10月末日現在)業種別労働災害発生状況

伊那労働基準監督署

業種 ＼ 区分		休業4日以上の災害				
		令和6年	令和7年	令和8年	対前年増減（人数）	対前年増減（%）
製造業	食料品製造業	11	16	17	1	
	繊維・繊維製品製造業					
	木材・木製品製造業	1	1	2	1	
	パルプ・紙・紙加工品・印刷製本業	1	1		▲ 1	
	化学工業	2	4	4		
	窯業・土石製品製造業	(1) 1		1	1	
	鉄鋼・非鉄金属製造業	1	2		▲ 2	
	金属製品製造業	15	7	6	▲ 1	
	一般機械器具製造業	5	5	4	▲ 1	
	電気機械器具製造業	4	6	12	6	
	輸送用機械器具製造業	2	3	3		
	電気・ガス・水道業					
	その他の製造業		3	2	▲ 1	
	小計	(1) 43	48	51	3	6.3%
鉱業			1		▲ 1	▲100.0%
建設業	土木工事業	3	2	6	4	
	建築工事業	(1) 14	15		▲ 15	
	うち木造建築工事業	(1) 5	3		▲ 3	
	その他の建設業	1	2	6	4	
	小計	(1) 18	19	12	▲ 7	▲36.8%
運輸貨物業	道路貨物運送業	5	12	7	▲ 5	
	その他の運輸交通業	1		2	2	
	陸上貨物取扱業	1				
	小計	7	12	9	▲ 3	▲25.0%
林業		3	2	4	2	100.0%
その他の事業	農業・畜水産業	2	3	1	▲ 2	
	卸売業・小売業	21	16	15	▲ 1	
	通信業	2	1	6	5	
	保健衛生業	8	20	25	5	
	旅館業	1		1	1	
	飲食業	5	5	6	1	
	清掃業	2	4	2	▲ 2	
	ビル管理業	4	2	6	4	
	上記以外の業種	6	16	(1) 13	(1) ▲ 3	
	小計	51	67	(1) 75	(1) 8	11.9%
合計		(2) 122	149	(1) 151	(1) 2	1.3%
死亡災害		2		1	1	

（注）1. （）書きは、死亡者数で死傷者数の内数である。2. 単位；人 3. 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。

労災隠しは犯罪です！ 「労働者が業務中等に負傷し、又は中毒や疾病にかかったことにより、死亡もしくは休業を要した場合」労働安全衛生法により事業者には『労働者死傷病報告』の提出が義務付けられております。死亡及び休業４日以上の場合、遅滞なく、「労働者死傷病報告」を所轄労働基準監督署長へ届け出ましょう。なお、「労働者死傷病報告」は電子申請が義務化となっておりますので、電子申請で届け出てください。

＜表2＞ 令和8年(10月末日現在)業種別・事故の型別労働災害発生状況

伊那労働基準監督署

業種＼事故の型		1.墜落・転落	うち2m以上	2.転倒	うち滑り	うちつまずき	3.激突	4.飛来・落下	5.崩壊・倒壊	6.激突され	7.はさまれ・巻き込まれ	8.切れ・こすれ	11.高低温物	12.有害物	17・18.交通事故	19.無理な動作	うち腰痛	その他計	合計	前年同期	対前年増減数 死亡	対前年増減数 死傷	対前年増減比(死傷者数)	業種別比率(本年死傷者数)
製造業	食料品製造業	2		3		2	1	2		1	5	1	1			1	1		17	16		1	6.3%	11.3%
	繊維・繊維製品製造業																							
	木材・木製品製造業									1		1							2	1		1	100.0%	1.3%
	パルプ・紙・紙加工品・印刷製本業																			1		▲ 1	▲100.0%	
	化学工業			1							1					2			4	4			0.0%	2.6%
	窯業・土石製品製造業										1								1			1		0.7%
	鉄鋼・非鉄金属製造業																			2		▲ 2	▲100.0%	
	金属製品製造業			1		1	1				3							1	6	7		▲ 1	▲14.3%	4.0%
	一般機械器具製造業									1	2	1							4	5		▲ 1	▲20.0%	2.6%
	電気機械器具製造業			4			1			1	1	1	1	2		1			12	6		6	100.0%	7.9%
	輸送用機械器具製造業			1	1						1	1							3	3			0.0%	2.0%
	電気・ガス・水道業																							
	その他の製造業										1					1	1		2	3		▲ 1	▲33.3%	1.3%
	小計	2		10	1	3	3	2		4	15	5	2	2		5	2	1	51	48		3	6.3%	33.8%
鉱業																				1		▲ 1	▲100.0%	
建設業	土木工事業	2	2	1	1						1	1			1				6	2		4	200.0%	4.0%
	建築工事業																			15		▲ 15	▲100.0%	
	うち木造建築業																			3		▲ 3	▲100.0%	
	その他の建設業			2	1						1	1			1	1			6	2		4	200.0%	4.0%
	小計	2	2	3	2						2	2			2	1			12	19		▲ 7	▲36.8%	7.9%
運輸貨物業	道路貨物運送業	2		3	1	1				1						1			7	12		▲ 5	▲41.7%	4.6%
	その他の運輸交通業														1	1			2			2		1.3%
	陸上貨物取扱業																							
	小計	2		3	1	1				1					1	2			9	12		▲ 3	▲25.0%	6.0%
林業		1								2					1				4	2		2	100.0%	2.6%
その他の事業	農業・畜水産業			1															1	3		▲ 2	▲66.7%	0.7%
	卸売業・小売業	1		9	2	4				1		1	1			2	1		15	16		▲ 1	▲6.3%	9.9%
	通信業			5	1	1										1			6	1		5	500.0%	4.0%
	保健衛生業	1	1	13	4	5		1		1					2	7	5		25	20		5	25.0%	16.6%
	旅館業			1		1													1			1		0.7%
	飲食業			3	2	1		1				1	1						6	5		1	20.0%	4.0%
	清掃業			1		1							1						2	4		▲ 2	▲50.0%	1.3%
	ビル管理業			4	1			1								1			6	2		4	200.0%	4.0%
	上記以外の業種	1		7	2	2		1		1		1			1			(1) 1	(1) 13	16	1	▲ 3	▲18.8%	8.6%
	小計	3	1	44	12	15		4		3		3	3		3	11	6	(1) 1	(1) 75	67	1	8	11.9%	49.7%
合計		10	3	60	16	19	3	6		10	17	10	5	2	7	19	8	(1) 2	(1) 151	149	1	2	1.3%	100.0%
前年同期		30	5	36	13	11	3	7		9	19	12	8	1	5	16	7	3	149					
対前年増減数		▲ 20	▲ 2	24	3	8		▲ 1		1	▲ 2	▲ 2	▲ 3	1	2	3	1	1 ▲ 1	1 2					
対前年増減比(死傷者数)		▲66.7%	▲40.0%	66.7%	23.1%	72.7%	0.0%	▲14.3%		11.1%	▲10.5%	▲16.7%	▲37.5%	100.0%	40.0%	18.8%	14.3%	▲33.3%	1.3%					
構成比(本年の死傷者数)		6.6%	2.0%	39.7%	10.6%	12.6%	2.0%	4.0%		6.6%	11.3%	6.6%	3.3%	1.3%	4.6%	12.6%	5.3%	1.3%	100.0%					

(注) 1. 本統計は、「労働者死傷病報告」により、休業4日 以上の災害を集計したものである。
2. 死亡者数は、死傷者数の内数である。
3. 単位： 人
4. 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。